		外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
［略］	［略］	［略］

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）

［五・六　略］

［2～6　略］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　［略］

2　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第一項第四号	［略］	［略］
	事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）	年分
［略］	［略］	［略］

		限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
［同上］	［同上］	［同上］

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）

［五・六　同上］

［2～6　同上］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　［同上］

2　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第一項第四号	［同上］	［同上］
	事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）	年分
［同上］	［同上］	［同上］